

嘉麻市歴史・文化・観光のまちづくり推進イベント実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

嘉麻市歴史・文化・観光のまちづくり推進イベント実施業務

(2) 業務内容

別紙「嘉麻市歴史・文化・観光のまちづくり推進イベント実施業務仕様書」のとおりとする。

ただし、仕様書に記載する要件を満たす範囲において、より優れた構成案がある場合には、提案書に記載することは差し支えない。その場合、内容及び提案理由を記載すること。

(3) 上限額(予定価格)

本業務に係る委託料の上限額(予定価格)は9,999,000円(消費税及び地方消費税を含む)とし、入札比較価格は9,090,000円(税抜)とする。

なお、年度ごとの上限額は以下のとおりとし、各年度の上限額を超える提案は認めないものとする。

令和7年度：4,999,500円(消費税及び地方消費税を含む)

令和8年度：4,999,500円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

(5) 委託料の支払い方法

委託料は、契約金額の範囲内で、次のとおり支払うものとする。

・令和7年度分は、当該年度予算の範囲内において、提案金額に応じ契約時に定めた額を、当該年度の業務進捗及び成果物の検査確認後に支払う。

・令和8年度分は、債務負担行為に基づく令和8年度予算の範囲内において、提案金額に応じ契約時に定めた額を、当該年度の業務進捗及び成果物の検査確認後に支払う。

・各年度の具体的な支払時期、支払額等については、市と協議の上、決定するものとする。

2. 選定方法及びスケジュール

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 選定スケジュール

項	内容	期日
1	公募要領等の開示	令和7年7月28日(月)
2	質問票の受付期間	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月1日(金)まで
3	質疑応答書の回答期間	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月4日(月)まで
4	参加申込書の受付期間	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月5日(火)まで
5	参加資格審査結果通知発送	令和7年8月8日(金)
6	提案書の提出期間	令和7年8月8日(金)から 令和7年9月5日(金)まで
7	提案書審査(プレゼンテーション)	令和7年9月25日(木)
8	提案書審査結果通知発送	令和7年10月1日(水)

3. 参加資格要件

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和7年度嘉麻市測量・コンサル等競争入札参加有資格者名簿又は令和7年度嘉麻市物品等競争入札参加有資格者名簿のいずれかに掲載されている者であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- (5) 嘉麻市建設工事等指名競争入札参加者指名停止規程(平成18年嘉麻市告示第138号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 嘉麻市政治倫理条例(平成18年嘉麻市条例第237号)第6条の規定に該当する者でないこと。
- (8) 公正な取引を阻害すると判断されるものでないこと。
- (9) 過去10年以内(平成27年度から令和6年度)に本業務と同規模のイベントを実施した実績のある者であること。
- (10) 本業務を確実に履行できる人的配置ができる体制であること。
- (11) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (12) 受注者(法人の場合はその役員及び使用人その他の構成員を含む)は、福岡県暴力団排除条例(平成22年福岡県条例第51号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者に該当しない者であること。

4. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 質問票の受付

① 受付期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月1日(金)17時まで

② 提出方法

- ・ 質問票(様式第1号)に記入し、電子メールで送付し、電子メールの件名には、「歴史・文化・観光のまちづくり推進イベント実施業務プロポーザル質問書」と記載すること。
- ・ 電子メールに質問を受けた場合は、市から受信確認のメールの送信を行う。1日経過しても受信確認の電子メールが届かない場合は、電話で問合せること。

(2) 質問に対する回答

① 回答期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月4日(月)17時まで

② 回答方法

市のホームページに掲載する。

③ その他

- ・ 質問者の事業所名等は公表しない。
- ・ 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・ 個別に回答は行わず、電話等の対応は一切受け付けない。

5. 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザル参加希望者は、次の資料を各1部提出すること。(A4ファイル綴じ)

①プロポーザル参加申込書(様式第2号)

②会社概要書(A4版任意様式)

※会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先等の記載のあるもの。

ただし、法人案内(パンフレット)による代替可とする。

③財務諸表(直近の決算のもの)

④業務実績一覧(様式第3号)

(2) 提出期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月5日(火)17時まで【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について嘉麻市はその責を負わない。なお、持参の場合は、閉庁日を除く8時30分から17時までとする。

(4) 辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第4号)を提案書提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。

郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について嘉麻市はその責を負わない。なお、持参の場合は、閉庁日を除く8時30分から17時までとする。

6. 参加資格等の審査

事業者より提出された書類に基づき、参加資格要件を満たしているかを確認し、審査結果を各事業者に郵送により通知する。また、参加資格要件を満たしておらず、参加が認められなかった事業者に対しては、理由を付して通知する。

7. 提案書等の提出

提案書等は、仕様書の内容を理解した上で作成し、次のとおり提出するものとする。なお、各事業者1提案とする。

(1) 提出書類

①提案書(A4版任意様式)

- ・文字の大きさは、原則11ポイント以上とすること。
- ・表紙、目次等を含め20ページ以内とすること。
- ・表紙は、様式第5号を使用すること。
- ・ページ番号は表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。
- ・仕様書の内容を確認し、業務内容、業務実施スケジュール等について、本要領第9項(3)評価項目の順を基本に具体的にわかりやすく記載すること。
- ・提案書には、事業者名やロゴマーク等の事業者が特定される情報を記載しないこと。
- ・各年度の業務内容について明確に区分し記載すること。

②作業工程表(任意様式)

③実施体制表(様式第6号)※事業者名は記載しないこと。

④見積書(様式第7号)

(2) 提出期間

令和7年8月8日(金)から令和7年9月5日(金)17時まで【必着】

(3) 提出部数

- ① 正本 1 部 (提案書及び見積書)
- ② プレゼン用 7 部 (提案書のみ)
- ③ PDF データ

提出書類の PDF データを電子メールで送付し、電子メールの件名には「歴史・文化・観光のまちづくり推進イベント実施業務提案書」と記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については嘉麻市はその責を負わない。なお、持参の場合は、閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時までとする。

8. 選定委員会

業者の選定は、「嘉麻市歴史・文化・観光のまちづくり推進イベント実施業務委託業者選定委員会 (以下「委員会」という。)」の評価に基づいて行う。なお、委員会の委員は 6 名とし、委員の氏名については非公開とする。

9. 審査方法

(1) 提案書審査 (プレゼンテーション)

① 実施日

令和 7 年 9 月 25 日 (木)

② 所要時間

1 事業者につき 30 分以内 (プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)

③ 説明

- ・ 審査の順番は、提案書類の受付順とする。
- ・ プレゼンテーション当日の参加人数は、各社 3 名以内とする。また、配置予定の主任技術者及び担当者は必ず出席すること。
- ・ プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションの際にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、担当部署へ事前に連絡し、機材は事業者で用意すること。
- ・ 提出した提案書類に沿って説明すること。プレゼンテーションの際の追加資料は一切認めない。

(2) 選定方法

- ・ 提案書及びプレゼンテーションの審査は、各評価項目に基づき、委員会の委員長、副委員長及び委員が行う。
- ・ 委員長を除く、5 名の評価点のうち最高評価点及び最低評価点を除いた 3 名分の合計点に、委員長の評価点を加えた点数を総合評価点とする。
- ・ 総合評価点が最も高い提案者を委託候補者として選定する。ただし、総合評価点が 6 割に満たない場合は、委託候補者として選定しないものとする。
- ・ 総合評価点が高同点の場合は、委員の合議により決定する。
- ・ 本プロポーザルに参加した事業者が 1 者の場合であっても、本実施要領に基づき審査を実施する。

(3) 評価項目

評価項目		評価内容	評価 点数
事業者評価	実施体制	業務を確実に遂行するために必要な能力を有する管理責任者及び担当者が配置され、役割分担が明確で、適切に業務が実施できる体制が整っているか。	10
	業務経歴	事業者、管理責任者及び担当者が、業務を円滑に実施できると判断できる十分な経験、実績、ノウハウ等を有しているか。	10
業務工程評価	スケジュール	業務工程や実施スケジュールは実施可能であり、効果的に企画・運営できる計画となっているか。	5
提案評価	目的理解	本事業の目的や委託内容を正確に理解し、仕様書に即した内容となっているか。また、嘉麻市の地域資源や特性を踏まえた内容となっているか。	15
	集客戦略	イベントの主なターゲット層が明確に設定され、集客目標に対して具体的かつ実現性の高い戦略が示されているか。	15
	イベント企画	集客が期待できる魅力的で独創的な企画・コンテンツが提案されているか。また、参加者の満足度向上に資する工夫がされているか。	15
	プロモーション	広報戦略が効果的であり（チラシ・SNS・メディアなど）、集客力向上に向けた具体的な工夫が示されているか。	10
	地域連携・波及効果	地域事業者、商工団体、住民団体等との連携が考慮され、地域全体の活性化や地域ブランド向上などの波及効果が見込まれるか。	5
	リスク管理	来場者の安全管理、緊急対応、衛生管理、周辺住民への配慮など、包括的なリスク管理が計画されているか。	5
経済性評価	見積書による価格評価	$\text{配点} \times \frac{\text{全企画提案者中最低見積金額}}{\text{当該企画提案書見積金額}}$ ※小数点第1位を四捨五入	10
合計			100

(4) 審査結果の通知

選考結果については、参加者全員に通知する。なお、選定に関する異議申立て等は一切できないものとする。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、市公式ホームページに以下の内容で公表する。

- ①委託候補者の名称、所在地、総合評価点
- ②委託候補者以外の事業者の総合評価点(社名等は非公表)

10. 契約の締結

①委託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調の時は、総合評価点が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約手続に係る詳細については、嘉麻市財務規則に従って取り扱うものとする。

②委託候補者が契約を辞退したとき又は、参加資格要件を満たさなくなった場合においては、総合評価点が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

③契約締結前に、嘉麻市と委託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。

④委託候補者が委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ嘉麻市の承諾を得ること。

⑤契約者は、契約を締結したときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付若しくは提供すること。

11. 失格事項等

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ①提案書等の提出期限に遅れた者
- ②虚偽の内容を記載若しくは説明などを行った者
- ③見積価格が上限額を超えている者
- ④会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる者
- ⑤審査の公平性を害する行為を行った者
- ⑥理由なくプレゼンテーションに遅刻・欠席した者
- ⑦その他、提案にあたり著しく信義に反する行為等を行った者

12. その他

(1) プロポーザル参加申込書、提案書等の提出書類は返却しない。

(2) 参加申込及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。

(3) 提出された書類等の著作権は提案者に帰属するが、審査及び説明等に必要な範囲において市は無償で使用することができるものとする。なお、契約締結後に作成される成果物の著作権及び所有権は嘉麻市に帰属するものとする。

(4) 本要領及びプロポーザルにおいて入手した情報等を目的外利用しないこと。

(5) 提案内容は非公開とする。

(6) 提案書の作成のために嘉麻市から受領した資料は、嘉麻市の了解なく公表してはならない。

(7) プロポーザルに参加することで生じる費用は、すべて提案者の負担とする。

13. 担当部署

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

嘉麻市役所 3 階 総合政策課 地域活性推進係

担 当：藤崎、池田

電 話：0948-42-7407

電子メール：kassei@city.kama.lg.jp